

社会福祉法人豊徳会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

職員一人当たりの有給休暇取得日数を、一人当たり平均、年間10日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、各事業所責任者に情報提供する。
- 2022年9月～ 記念日休暇の導入。
- 2023年4月～ 事業所ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 2024年4月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各事業所での取組の結果を振り返る全体ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標 2

職員の育児・介護休業の取得を促進する。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 育児・介護休業取得に関する制度や取得事例について周知する。
- 2023年4月～ 全管理職を対象としたイクボス研修を実施する。
- 2024年8月～ 仕事と育児・介護の両立に関する意見交換会を年1回程度開催し、男女問わず育児・介護に参画しやすい職場風土の醸成を図る。
- 2025年4月～ 職員の育児・介護休業取得者及びその事業所責任者の体験談を社内で共有する。